

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第656号

2014年（平成26年）5月8日

藤沢市教育委員会
委員長 井上 公基 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

学校給食の企画、運営及び指導に関する事務に係るコンピュータ処理について（答申）

2014年（平成26年）4月24日付けで諮問（第656号）された学校給食の企画、運営及び指導に関する事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

近年、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化している。また、一部の中学生は偏った食事により成長期に必要な栄養素が不足していると考えられている。このため、成長期の中学生にとって栄養のバランスがとれた健全な食生活を送ることが重要となっている。

一方、国においては平成20年6月に学校給食法を改正し、従来の目的である学校給食の普及充実に加え、学校における食育の推進を新たに規定している。日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、子どもたちの望ましい食習慣を養うため、学校給食を生きた教材として、学校において食育を推進していくうえで重要なものと位置づけている。

このような状況のなか、中学校給食の実施に向けて教育委員会内で検討を重ねてきた。検討の結果、中学校給食を早期に実施する方法として、市の栄養士が作成した献立に従って民間施設で請負業者が調理し、弁当箱に詰めて学校に配送するデリバリー方式の給食と、家庭からの弁当持参との選択制とすることを平成2

5年8月に決定し、平成26年度から善行中学校・湘南台中学校の2校において中学校給食を試行することとなった。

また、出来るだけ教職員の負担を軽減するため、給食費については学校で徴収管理をすることなく、なおかつ、給食費滞納が発生しない前払い制とした。

そのため、給食の実施にあつては、給食の予約（注文）状況の把握と、前払いされた給食費の管理を行うために、給食予約システムを導入することとした。

このシステムは、事前に利用登録をした保護者が、携帯・パソコンなどで希望する日の給食を予約するもので、給食費は事前にコンビニエンスストアで払い込む。また、システムの運用については、システムの開発業者に業務委託を行う。

このため、コンピュータ上で個人情報扱う必要から、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条のコンピュータ処理の制限に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性について

現在、デリバリー方式の給食と家庭からの弁当持参の選択制の給食を実施している自治体の一部では、生徒が学校に現金を持参せず、給食費の未納を発生させない収納方法としてコンピュータを利用した給食予約システムを導入している。

この給食予約システムは、事前に利用者登録を行い、コンビニエンスストアで給食費を前払いして、支払った金額に応じて給食の予約が可能となるものである。利用者登録、給食の予約受付、給食食数の管理、給食費の払込状況の管理等をコンピュータ処理することで、利用者はシステムの利用が可能な携帯電話・パソコン等から給食の予約や給食の献立・給食費支払い状況・予約状況を確認することができる。また、調理業務の請負業者もシステム上で食数の確認ができるため、給食の予約発注から調理・配送までを効率的に行うことが可能となる。

このため、本市も中学校給食の実施に際し、給食費徴収に事務的な負担を掛けず、給食の予約管理を効率的に行うことが可能となる給食予約システムを導入するものである。

なお、今回システムで扱う個人情報の対象者は、善行中学校、湘南台中学校の生徒で、2校合わせて約1,300人となるが、試行期間終了後の平成28年度以降、実施校が全中学校に拡大された場合、19校で約10,000人の生徒が対象となることから、生徒個人ごとの予約状況等を管理するには、コンピュータ処理が不可欠となる。

イ コンピュータ処理する個人情報の範囲及び利用の範囲について

(ア) コンピュータ処理する個人情報
中学校名, 学年・組・番号, 生徒氏名 (フリガナ・漢字)
ユーザ I D (利用者登録番号), マークシートID(マークシート
で予約を行う場合の利用者登録番号), パスワード (利用者暗
証番号), 給食費払込状況, 給食予約状況 (喫食日・牛乳の
有無), 生活保護費受給状況 (※予約システム上ではなく,
抽出した Excel データで管理)

(イ) 利用の範囲

(a) 給食費払い込みにおける利用

生徒氏名 (フリガナ)

(b) 給食予約 (申込・変更・取消) における利用

ユーザ I D (利用者登録番号), パスワード (利用者暗証番
号), 給食費払込状況, 給食予約状況 (喫食日・牛乳の有
無)

(c) 給食予約シートにおける利用 (携帯・パソコンを用いないで
利用者が予約する場合のみ)

中学校名, 生徒氏名 (フリガナ), 学年・組・番号, マークシ
ートID(マークシートで予約を行う場合の利用者登録番号), 給食
予約状況 (喫食日・牛乳の有無)

(d) 給食食数管理における利用

中学校名, 学年・組・番号, 生徒氏名 (フリガナ), 給食費払
込状況, 給食予約状況 (喫食日・牛乳の有無)

(e) 給食費返金処理における利用

中学校名, 学年・組・番号, 生徒氏名 (フリガナ), 給食費払
込状況

(3) 給食予約システムの概要

中学校給食を希望する生徒等は, 給食予約システムに登録をする必
要があり, 利用登録申請書を学校経由で学校給食課へ提出する。学校
給食課は, 給食予約システム受託業者へ利用登録申請書を郵送にて
送付する。給食予約システム受託業者は, 給食予約システムに利用
者情報を登録し, 登録した利用者に対し, ユーザ I D (利用者登録番
号) とパスワード (利用者暗証番号) を記載した認証情報通知書を発
行する。認証情報通知書は, 封緘された状態で学校に送付され, 学校
から利用登録者に渡される。また, 給食費を事前に払い込むための払
込用紙も認証情報通知書と合わせて学校に送付され, 学校から利用登
録者に渡される。

払込用紙は, 全国のコンビニエンスストアで利用できるもので, こ
れは, 給食予約システム受託業者と収納代行業者が, 給食費のコンビ
ニエンスストア収納に関する契約を締結し, 収納代行業者は, 各コン
ビニエンスストア本部とそれぞれ契約を結んでいるためである。

利用登録者は, 事前にコンビニエンスストアで給食費を払い込んだ
上で, 自宅のパソコン・携帯電話からインターネット経由で給食予約

システムへアクセスし、認証情報通知書に記載されているユーザIDとパスワードを入力することにより、給食の予約・変更等を行うことができる。

パソコン・携帯電話の利用ができない場合は、予約内容をマークシートの給食予約シートに記入し、学校から学校給食課を経由して給食予約システム受託業者に郵送する。給食予約システム受託業者は、データ入力後マークシート予約通知書を印刷し、学校経由で利用登録者に郵送する。

学校給食課及び調理業務の請負業者は、それぞれ個別に付与された専用のユーザIDとパスワードを用い、インターネット経由で給食予約システムへアクセスし、日々の予約状況の確認を行う。

調理業務の請負業者は、日ごとに調理を要する給食食数を学校別の注文情報一覧、クラス別の注文仕分一覧及び生徒別のランチ予約表（中学校名、学年、組、番号及びカタカナ氏名が記載）を印刷して確認する。その後、給食と生徒別のランチ予約表をクラス別の配送ボックスに入れ、各学校に配送する。

なお、給食予約システムは、給食予約システム受託業者のデータセンターで管理、提供されるASP (Application Service Provider) サービスを利用する。

(4) 安全対策について

ア 給食予約システムのセキュリティ対策

(ア) パソコン・携帯電話からインターネット予約で登録される情報は、全てSSLにより暗号化された状態で送信されるため、セキュリティの確保された安全な通信手段によりデータの盗聴・改ざん、なりすましを防ぐ。

また、予約システムは、送信データに悪意の持ったユーザからの危険なデータが含まれる場合に拒否をするクロスサイトスクリプティング対策や、誤作動をしないSQLインジェクション対策をとっている。

(イ) 利用者には固有のユーザIDとパスワードが発行され、給食予約システムで予約を行う際に入力し、認証を行う必要がある。パスワードは、利用者登録時に複数の文字の組合せ（英字の大文字・小文字、数字）をランダムに生成し、複雑な文字列として発行される。また、認証後に利用者本人が任意のパスワードへ変更する事も可能である。

また、学校給食課の担当職員と調理業務の請負業者にも個別にユーザIDとパスワードを割り当て、それぞれのアクセス権限を制限するとともに、調理業務の請負業者には藤沢市個人情報の保護に関する条例を遵守させる。

(ウ) インターネットからのアクセス経路には、ファイアウォール装置が設置され、不正アクセスを防止している。また、インターネットからアクセスが可能なウェブサーバにはデータを一切

保持しておらず、インターネットから切り離されたデータサーバのデータベースにデータを保存する。

イ サーバ設置場所のセキュリティ対策

(ア) 給食予約システム受託業者のデータサーバが設置されるデータセンターは、耐震設備や防火設備、自家発電設備等、堅牢なファシリティ設備を備え、災害時でも安定したサービスが提供できる環境である。

(イ) 当該データセンターは、敷地を含めて関係者以外は立ち入り禁止として、24時間365日警備員が常駐し監視し、入退場時の本人確認を実施し、入場の際には認証システム（ICカード）によりチェックする体制となっている。

ウ システム運營業務のセキュリティ対策

中学校給食の給食予約システム受託事業者は、個人情報を取り扱うことから、ISO/IE27001 及び ISMS 適合性評価制度認証基準を取得している業者を選定した。また、利用登録申請書に基づく利用者登録及び、認証情報通知書の発行、マークシートの取り扱い等、給食予約システム受託業者で行う予約システムの運營業務の一切は、特定の事業所内で行い、予め提示された作業従事者のみが携わる環境を整え、個人情報の保護を徹底する。

利用登録申請書及びマークシートの給食予約シートについては、中学校で枚数を確認し、更に学校給食課でも各学校の枚数を確認した後、追跡機能及び到着日時指定機能がある配送方法で給食予約システム受託業者に送る。利用登録申請書は、給食予約システム受託業者においても枚数確認を行い、利用者登録等が終了した後に枚数を再度確認して追跡機能及び到着日時指定機能がある配送方法で学校給食課に返送する。学校給食課においても紛失等がないか枚数を確認し、照会等対应用到に1年間保管し、廃棄する。また、給食予約シートについては、予約月の給食終了後3カ月間保管し、保管期間終了後は、給食予約システム受託業者においてシュレッダーで廃棄する。

エ コンビニエンスストア収納のセキュリティ対策

収納代行業者及びコンビニエンスストア各社は、それぞれプライバシーポリシーを掲げ個人情報の利用目的や取り扱い方法等について適切な対策をとっている。また、コンビニエンスストア収納の払込用紙は、氏名をカタカナで記載するにとどめる。さらに、払込用紙に記載されたバーコード内の情報は、数字が羅列した収納番号と払込金額となっている。

オ その他

(ア) 登録により収集する個人情報は、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」を遵守し、個人情報の保護に努める。また、システム上に登録された個人情報は、対象者が卒業、転校等当該中学校に在籍しなくなった時点から照会等対应用到に1年間保管した後、削除処理を行う。

(イ) 以上、個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤沢市コンピューターシステム管理運営規程」、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(5) 実施時期

2014年（平成26年）6月以降

(6) 提出資料

- ア 業務委託契約書・仕様書（案）
- イ 給食予約システムイメージ図
- ウ 利用登録申請書
- エ 認証情報通知書
- オ 払込用紙
- カ 給食予約シート（マークシート）
- キ マークシート予約通知書
- ク ランチ予約表
- ケ 給食費返金通知書
- コ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

現在、デリバリー方式の給食と家庭からの弁当持参の選択制の給食を実施している自治体の一部では、生徒が学校に現金を持参せず、給食費の未納を発生させない収納方法としてコンピュータを利用した給食予約システムを導入している。

この給食予約システムは、事前に利用者登録を行い、コンビニエンスストアで給食費を前払いして、支払った金額に応じて給食の予約が可能となるものである。利用者登録、給食の予約受付、給食食数の管理、給食費の払込状況の管理等をコンピュータ処理することで、利用者はシステムの利用が可能な携帯電話・パソコン等から給食の予約や給食の献立・給食費支払い状況・予約状況を確認することができる。また、調理業務の請負業者もシステム上で食数の確認ができるため、給食の予約発注から調理・配送までを効率的に行うことが可能となる。

このため、本市も中学校給食の実施に際し、給食費徴収に事務的な負担を掛けず、給食の予約管理を効率的に行うことが可能となる給食予約システムを導入するものである。

なお、今回システムで扱う個人情報の対象者は、善行中学校、湘南台中学校の生徒で、2校合わせて約1,300人となるが、試行期間終了後の平成28年度以降、実施校が全中学校に拡大された場合、1

9校で約10,000人の生徒が対象となることから、生徒個人ごとの予約状況等を管理するには、コンピュータ処理が不可欠となるとのことである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が述べる安全対策は次のとおりである。

ア 実施機関の安全対策

(ア) 給食予約システムにおけるネットワークからの情報流出を防止するための措置及び不正アクセスを防止するための措置は2 実施機関の説明要旨（以下「説明」という）(4)アの(ア)、(イ)、(ウ)及びウのとおりである。

(イ) 情報の喪失を防止するための措置は説明(4)イ(ア)のとおりである。

(ウ) システム運營業務における必要最小限の担当者以外の者が情報にアクセスできないようにするための措置は説明(4)ウのとおりである。

(エ) 情報を確実に消去する措置は説明(4)ウ、オ(ア)のとおりである。

イ 委託業者の安全対策

(ア) 情報の喪失を防止するための措置は説明(4)イ(ア)のとおりである。

(イ) 情報の漏えいを防止するための措置は説明(4)イ(イ)のとおりである。

(ウ) 扱う情報を必要最小限とする措置は説明(4)エのとおりである。

ウ 日常的な安全対策 説明(4)オ(イ)のとおりである。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上